

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成31年4月5日
発信課	消防本部予防指導課
担当者	高橋・鷺見
連絡先	電話 0166-25-1123
	FAX 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.lg.jp

分類	<input checked="" type="radio"/> イベント・行事 <input type="radio"/> 募集 <input type="radio"/> 契約・入札 <input type="radio"/> 会議・説明会 <input type="radio"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	平成31年4月20日(土)
発表項目 (行事名)	平成31年「春の火災予防運動」に伴う警防訓練の実施について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	1 趣旨 「春の火災予防運動」の初日に、大型商業施設で自衛消防訓練及び警防訓練を実施するとともに、市民に対し、火災予防の啓発を行うもの。 2 日時 平成31年4月20日(土) 8時00分から8時45分まで 3 場所 旭川市緑町23丁目2161-3 イオン北海道株式会社 イオンモール旭川西 4 参加機関 (1) イオンモール旭川西自衛消防隊及び従業員(約150人) (2) 旭川市消防本部(約30人) (3) 旭川市消防団(約15人) (4) 旭川中央警察署(約3人) 5 訓練内容 (1) イオンモール旭川西自衛消防隊及び従業員による119番通報及び避難訓練 (2) 消防隊による救出訓練及び放水訓練
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	訓練会場に消防本部の報道対応職員(ビブス標示)がおりますので、取材等はこちらでお願いします。
備考	消防隊の訓練では、梯子車での救出訓練、一斉放水訓練等、危険が伴いますので、取材される際は十分に御注意ください。

旭消予第140号
平成31年4月5日

各報道機関様

旭川市消防本部
消防長 吉野 良一
(予防指導課担当)

平成31年春の火災予防運動に関する取材について（依頼）

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これから空気が乾燥し、風が強くなるなど、火災が発生しやすくなる時季を迎えることから、4月20日（土）から4月30日（火）までの11日間、春の火災予防運動を**別紙1（実施要領）**及び**別紙2（期間中の行事計画）**のとおり実施いたします。

つきましては、同運動及び期間中の実施行事の取材、報道についてよろしくお願い申し上げます。

担当 旭川市消防本部予防指導課
高橋・鷺見
TEL 0166-25-1123
庁内内線 5925

平成31年 春の火災予防運動実施要領

1 目 的

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防思想の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生を低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策、放火火災防止対策、特定防火対象物における火災予防対策等について、地域住民及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 統一標語

「忘れてない？ サイフにスマホに火の確認」

3 実施期間

4月20日（土）から4月30日（火）までの11日間

4 実施機関

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 旭川市消防本部 | (3) 上川町消防団 |
| (2) 旭川市消防団 | (4) 鷹栖町消防団 |

5 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の普及促進及び経年劣化した警報器の交換の推進
未設置世帯への積極的な普及促進及び制度の周知を図るとともに、今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換について、防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進
高齢者等を中心に住宅火災による死傷者の発生を防止するため、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン119」の普及を図ります。

ウ ガスコンロによる火災の予防推進
住宅火災の原因のひとつであるガスコンロ火災の発生を防止するため、ガスコンロ火災のリスクを軽減するSiセンサーコンロの普及及びガスコンロの適正な維持管理について、防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

(2) 乾燥時又は強風時の火災発生防止対策

- ア 火災予防広報を実施します。
イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視を励行します。
ウ 火気取扱いにおける注意を徹底します。
エ 工事等における火気管理を徹底します。

(3) 放火火災予防対策の推進

放火されない環境づくりの推進
消防車両による巡回広報等を通じ、放火火災防止のポイントを呼びかけます。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 旭川市都市建築部建築指導課と合同による特定防火対象物等に対する立入検査を実施します。
イ 違反のある防火対象物に対する違反指導を推進します。
ウ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導を実施します。

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報を周知徹底します。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対して指導を実施します。
イ ガソリン等の貯蔵・取扱いについて指導を実施します。
ウ 火気器具等を使用する露店等への指導を実施します。

(7) 林野火災予防対策の推進

火入れ等に対する注意喚起を徹底します。

(8) 消火器の適切な維持管理

老朽化した消火器の破裂等による事故の発生を防止するため、市内の各消防用設備業協同組合に協力を依頼し、一斉回収等を通じて適切な処分を推進します。

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中、市内及び町内の消防署・出張所については、地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け、各町内会、各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

◎南消防署	旭川市7条通10丁目	(電話)	0166-23-4649
東出張所	旭川市3条通20丁目	(電話)	0166-31-3608
豊岡出張所	旭川市豊岡3条3丁目	(電話)	0166-31-4603
神楽出張所	旭川市神楽4条7丁目	(電話)	0166-61-2251
東旭川出張所	旭川市東旭川北1条6丁目	(電話)	0166-36-1171
忠和出張所	旭川市忠和4条8丁目	(電話)	0166-63-1789
東光出張所	旭川市東光27条8丁目	(電話)	0166-33-9973
◎北消防署	旭川市大町3条5丁目	(電話)	0166-51-8138
春光出張所	旭川市末広4条1丁目	(電話)	0166-51-3823
新旭川出張所	旭川市大雪通8丁目	(電話)	0166-26-0559
永山出張所	旭川市永山2条17丁目	(電話)	0166-48-2055
◎上川消防署	上川郡上川町北町202番地	(電話)	01658-2-1040
層雲峡出張所	上川郡上川町字層雲峡39番地	(電話)	01658-5-3107
◎鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南1条3丁目	(電話)	0166-87-2042

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際、出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日、休日、夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 予防指導課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-1123
- ・旭川市消防本部 市民安心課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-23-1668

平成31年 春の火災予防運動期間中の行事計画

別紙2

行 事 名	期 日	場 所	対 象	内 容
消防訓練 (総合訓練)	4月20日(土)	イオン北海道株式会社 イオンモール旭川西 旭川市緑町23丁目	旭川市消防本部 旭川市消防団 防火対象物関係者	自衛消防隊による119番通報訓練, 初期消火及び避難誘導訓練 消防隊による総合訓練を実施する。
火災防ぎよ訓練	期間中未定	未定	上川消防署, 層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や, 町民の防火意識の高揚を図るため, 火災防ぎよ訓練を実施する。
防火査察	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため, 防火査察を実施する。
防火相談所の開設	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内消防庁舎	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け, 防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
老朽化消火器の処分	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火査察の際に, 消火器の適切な維持管理を指導するとともに, 老朽化した消火器による人身事故の防止を図るため, 適正な処分を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	平成26年8月1日に旭川市火災予防条例の一部が改正されたことから, 防火広報紙やホームページを活用し, 多数の者が集合する催しに際し, 火気器具を使用する場合の火災予防を周知する。
防火パトロール	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し, 火災予防を呼びかけ, 乾燥時又は強風時の火気の取扱いにおける注意喚起, 放火火災の抑止及び製品火災の発生防止を図る。
火災予防に関する講話	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼があった場合に, 随時対応する。
防火ポスター, 防火広報紙等による広報	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内, 鷹栖町内における事業所, 町内会, 防火モデル地区	各事業所, 町内会に防火ポスター・防火広報紙を配付し, 火災予防を呼びかける。
ほのぼの訪問	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員が対象者宅を訪問し, 防火指導, 防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る(ホットライン119及び住宅用火災警報器の普及を含む。)

(裏面へつづく)

行 事 名	期 間	場 所	対 象	内 容
防火看板の掲示及び職員のマークプレート着用による広報	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎・上川町役場・上川医療センター 鷹栖町内消防庁舎・鷹栖町消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに車両へのマグネットシートの貼付けを実施する。 また、消防職員及び市職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。
市消防団員による防火広報紙の配布及び巡回広報	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円	地域住民	各分団員による一般家庭への防火広報紙の配布、消防車での巡回広報を実施し、地域住民に火災予防を呼びかける。
市消防団女性分団による防火チラシの配布	期間中未定	買物公園	市民	買物公園において通行人にチラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	期間中未定	市内物品販売店舗 (スーパー等)	市民	市スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市女性(婦人)防火クラブ員による巡回広報	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内一円	地域住民	市女性防火クラブ員が巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
市防火管理協会及び市危険物安全協会によるマークプレートの着用	4月20日(土) ～4月30日(火)	市内物品販売店舗等	市防火管理協会及び市危険物安全協会に加入する事業所	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、買い物客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
防火・防災パネル展の実施	4月20日(土) ～4月30日(火)	東部まちづくりセンター 旭川市豊岡3条3丁目	市民及び豊岡地区住民	東部まちづくり住民センター内で防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。